

## 第1章 豊島区における無電柱化推進計画策定

### 第1 計画策定の目的と位置づけ

#### 1 策定の目的

戦後における電力及び通信需要の急増により、電柱の本数も急増し、その結果、電柱の林立及び上空を輻輳する電線等により都市景観や住環境は損なわれ、道路内にある電柱により歩行者や車椅子等の通行の妨げになっています。また、震災や台風等の災害時には、電柱の倒壊や電線の切断等により避難者及び緊急車両の通行に支障が生じ、ライフライン（電力供給や通信回線）の安定供給についても妨げられる恐れがあります。

そこで国は、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、平成28年12月に無電柱化の推進を目的として、「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化推進法」という。）を制定し、平成30年4月に「無電柱化推進計画」を策定しました。この無電柱化推進法において、都道府県及び区市町村に対して、「無電柱化推進計画」の策定を努力義務としました。

また、東京都では昭和61年度から7期にわたり無電柱化を計画的に進めてきましたが、更なる推進のため平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」を施行し、平成30年3月には重点整備エリアを拡充する「東京都無電柱化計画」を策定しました。さらには、第7期「東京都無電柱化推進計画」を国の「無電柱化推進計画」に合わせ2年間延伸し、改定しました。

このような背景から、豊島区においても「無電柱化推進計画（以下、本計画という。）」を策定し、基本方針となる「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行者空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を目的とし、無電柱化を推進していきます。



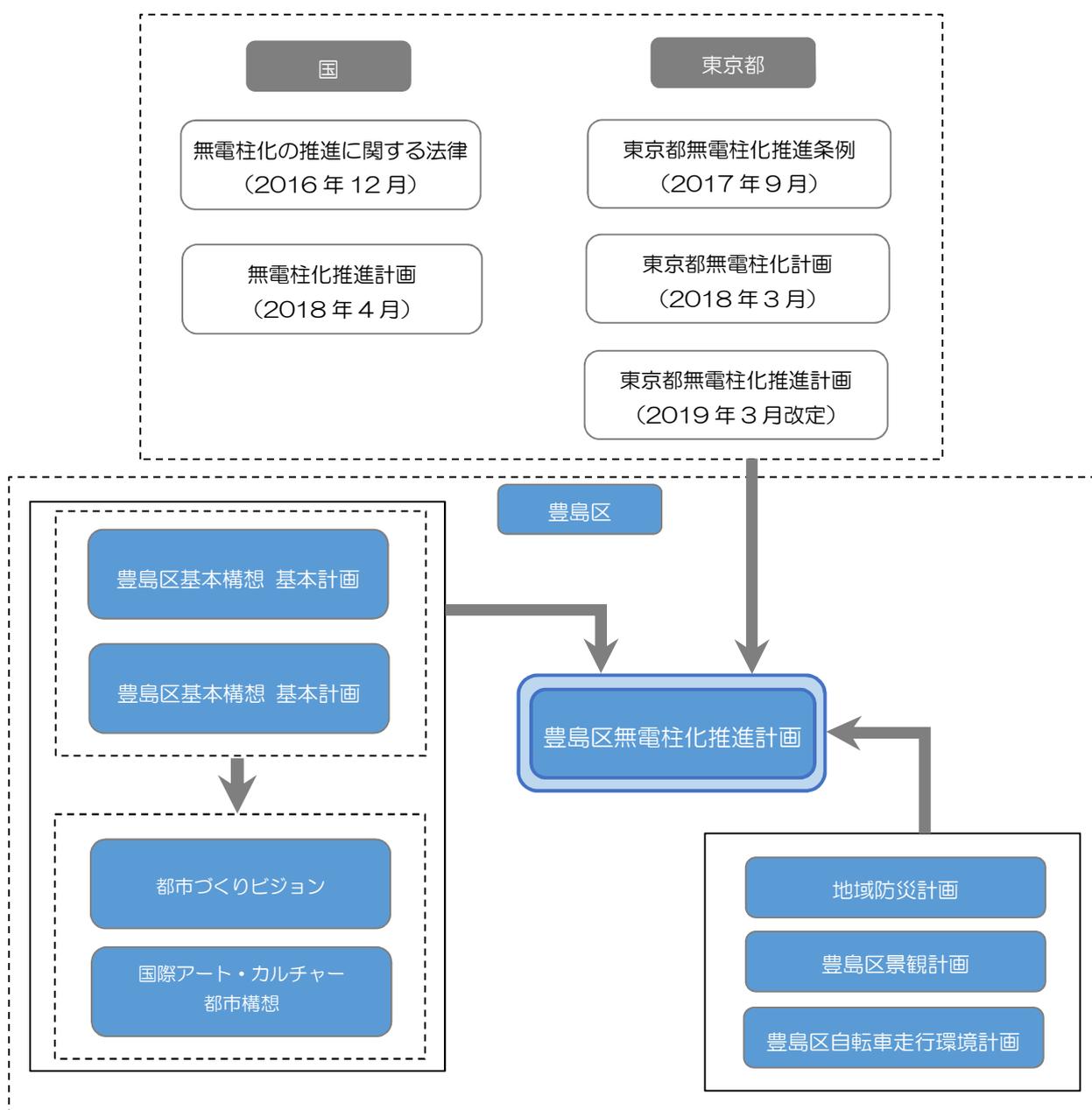
（出典：国土交通省ホームページ）

## 2 豊島区無電柱化推進計画の位置づけ

本計画は、「無電柱化推進法」において、努力義務として規定されている「無電柱化推進計画」に相当するものであり、国の「無電柱化推進計画」及び「東京都無電柱化推進計画」を基本としております。

また、豊島区の基本的な方針である「豊島区基本構想（平成27年3月改定）」に即し、都市づくりの総合的な指針となる「豊島区都市づくりビジョン（平成27年3月策定）」、都市の将来像をまとめた「豊島区国際アート・カルチャー都市構想（平成27年3月策定）」に基づき、豊島区における都市整備分野計画、分野別計画等と連携を図りながら無電柱化を推進していくための計画として、位置づけられます。

豊島区無電柱化推進計画の位置づけ



## 第2 無電柱化推進計画の期間

本計画は、10年間（2020（令和2）年度から2029（令和11）年度まで）を計画期間とします。

ただし、国及び東京都が無電柱化推進計画の更新を実施した場合は、必要に応じて、見直しや更新について検討していきます。